担当:白井正和

4-4-2 計債管理者制度と計債権者集会

制度の趣旨

- ・ 個々の社債権者は少額の資金を貸し付けただけである可能性が否定できない
 - →社債権者が発行会社の行動を監視・監督するにはコストがかかる
 - E.g. 経営を日々監視、訴訟提起や倒産手続への関与等の社債権の保全・回収
 - ←→監視・監督により個々の社債権者が得られる利益は貸し付けた額に依存

 \downarrow

- ・ 少額の社債権者:発行会社を個別に監視・監督することは費用倒れになる可能性 (=株主の合理的無関心と同様の問題が発生)
 - →個別的行動しかできないとすると、社債権者の権利保護としては十分ではない
 - →社債管理者制度:社債管理者が社債の管理に関する事務を一括して行う
- · もっとも、社債管理者(≒銀行等)と社債権者とは必ずしも利害が一致しない
 - →社債権者の利害に関する事項:社債権者の利益を保護→社債権者の同意を要求
 - →社債権者全員の同意を要求:現実的ではない
 - →会社法は当該同意を社債権者集会の多数決によって得ることを可能にした

社債管理者制度

- ・ 社債管理者:社債の発行会社から社債の管理の委託を受けてこれを行う者をいう
 - *社債権者と発行会社の間、発行会社と社債管理者との間には契約関係あり
 - ←→社債管理者は事実上社債権者の代理人だが、その間に契約はない
 - →原則として社債管理者の設置は義務(会 702 条本文)
 - →但し、各社債の金額が一億円以上である場合、または社債権者の数が 50 人以上とは ならない場合には、社債管理者を設置する必要なし(会 702 条但書、規則 169 条)
 - ・ 社債管理者により保護されるべき零細な社債権者が現れる可能性に乏しい
- ・ 社債管理者の設置強制に違反して社債管理者を設置しない
 - →社債総額につき期限の利益が喪失すると解されている(直接定めた規定はないが)

<資格>

- ・ 銀行、信託銀行、およびこれらに準ずる金融機関等に限定(会703条、規則170条)
 - ・ 社債管理者は社債管理に関する職務遂行能力を有する者でなければならない

<権限:会705条1項>

- ・ 社債権者のために社債権の弁済を受ける権限 (→会 705 条 2 項) 社債に係る債権の保全に必要な一切の裁判上・裁判外の行為をなす権限
 - →但し、社債に係る全額の支払猶予、社債の債務不履行に係る責任免除又は和解、及び社 債の全部に係る訴訟行為又は倒産手続をなすには、社債権者集会の決議を要する(会

担当:白井正和

706条1項) : 社債権の内容の変更を伴いうる重要な行為だから

- ・ 社債管理者が設置された場合でも、各社債権者が発行会社に対して社債の償還及び利息 の支払いを請求することは可能(百選84)
 - →但し、社債管理者が既に当該権限を裁判上行使した場合には認められない
- ・ 以上の法定権限+<u>約定権限</u>(社債管理委託契約で特段の定め+募集社債に関する事項 として通知:会 676条12号、会社法施行規則162条4号)

E.g. 財務上の特約条項に違反→期限の利益の喪失を宣言する権限

・ 財務上の特約条項:社債発行後の発行会社の行為によって社債権者の利益が不 当に損なわれることのないように、社債発行後の発行会社の行為を一定程度制限 する契約条項→担保提供制限条項や純資産額維持条項など

<義務と責任>

- ・ 社債管理者は、社債の管理を行うにつき、社債権者に対して公平誠実義務および善管注 意義務を負う(会 704 条)→「社債の管理」: 法定権限+約定権限の行使
 - *公平義務:同一種類の社債を保有する社債権者の間で差別してはならない 誠実義務:社債権者の利益を犠牲にして自己・第三者の利益を図ってはならない
- ・ 社債管理者の義務違反: 社債権者に対して連帯して損害賠償責任(会710条1項)

+

- ・ さらに特別の責任規定:社債の債務不履行又は発行会社の支払停止があった後、もしく はその3か月以内に、社債管理者の発行会社に対する債権等について弁済その他の利益 相反行為があった場合、社債権者に対し損害賠償責任を負う(会710条2項本文)
 - →免責規定(会710条2項但書):
 - ①社債管理者が誠実にすべき社債管理を怠らなかったことを証明
 - Or ② 社債管理者の行為と損害との間の因果関係がなかったことを証明
 - ・ 社債管理者が自己の貸付債権の優先的回収を図るといった利益相反行為を防止
 - →免責要件の解釈を巡る問題:①の要件について百選83
 - ・ 百選 83: 社債管理者でもあった銀行が社債の発行会社から救済融資のための担保 を取得した行為が、会社法 710 条 2 項の責任を生じさせるか?
 - *救済融資:経営難に陥った企業を救済するための追加の融資
 - 裁判所:①救済融資での担保の取得→会710条2項の趣旨に反するものではない
 - ②救済融資は社債の発行会社および社債権者にとっても有利
 - ③相手方の返済能力に応じて担保を求めることは当然
 - →社債管理者でもある銀行は一切救済融資に応じなくなってしまう
 - →社債管理者が救済融資のために担保を取得しても、社債管理者が誠実にすべき社

債管理を怠らなかった場合に該当する(=免責が認められる) →学説も妥当な判決であるとして支持

社債権者集会

・ 社債権者集会:同じ種類の社債の社債権者で組織され、社債権の内容の変更などの社債 権者の利害に関する事項について決議をなす臨時的な合議体(会715条・716条)

〈招集〉

- ・ 社債権者集会は、必要がある場合にいつでも招集可能
- ・ 招集権者:原則として社債の発行会社または社債管理者(会 717条)+ 社債の総額の10分の1以上にあたる少数社債権者(会 718条)。
- ・ 社債権者集会の日時及び場所、目的事項等を決定(会719条)
- ・ 招集通知:知れている社債権者、社債の発行会社、及び設置されている場合には社債管 理者に対して、書面により集会の日の2週間前までに発送(会720条)

<決議および認可>

- ・ 社債権者集会における決議事項:法が社債権者集会の決議事項として定める事項+社 債権者の利害に関する事項(会 **716**条)
- ・ 保有する社債の金額の大きさに応じて議決権の大きさが決まる(会 723 条 1 項) *無記名社債の社債権者:社債権者集会の日の1週間前までにその社債券を招集者に提示しなければならない(会 723 条 3 項)
- ・ 普通決議:出席した議決権者の議決権の過半数の同意により成立(会 724 条 1 項) →原則的な決議要件、定足数の規定はない点には注意
 - 特別決議:議決権者の議決権総額の5分の1以上、かつ出席した社債権者の議決権の総額の3分の2以上の同意が必要(会724条2項)
 - →特別決議事項:一定の重要事項(会724条2項各号) *定足数要件が低い:実態として社債権者の方が集まりにくいから
- ・ 裁判所の認可:社債権者集会の決議が効力を生じるために必要(会734条1項)
 - →招集者は決議日から1週間以内に裁判所に当該決議の認可を申立て(会732条)
 - →裁判所の認可により社債権者集会決議は社債権者全員を拘束(会社法 734 条 2 項)
 - *会733条各号:裁判所が社債権者集会の決議を認可できない事由を列挙

<社債権者集会の実態>

- ・ 実際には、社債権の内容の変更を行う必要が生じた場合に、社債権者集会が開かれることはきわめて稀→その理由は?
 - ・ 社債権の内容の変更が必要:通常は発行会社の財務状況が著しく悪化した場面

担当:白井正和

- →全ての社債権者の権利を縮減するために、社債権者集会における多数決により拘束をかけることには、一般には発行会社+社債権者にとって合理的
- →しかし、零細な社債権者:コストをかけてまで社債権者集会のための判断をする ことは費用倒れになる可能性
- →社債権者が社債権者集会に参加するインセンティブを損なう
- ・ わが国で発行されてきた社債のほとんどは無記名社債
 - →発行会社は社債権者集会に参加すべき社債権者を正確に把握できていない 社債権者の側も、社債権者集会の1週間前までにその社債券を招集者に提示しな ければならず、非常に手間がかかる
- →社債権の内容の変更が必要な場合、実際には倒産法上の手続に依拠することが多い

社債管理を巡る会社法改正の動き

- ・ 社債の管理に関する事項の会社法改正が検討
 - →社債管理補助者制度の創設が議論されている
 - →日本では、社債管理者を設置せず発行する社債が現実には多数を占めるが、その結果として、社債発行会社が窮境に陥った場合の社債権者の保護が十分ではない事例も散見される
 - →新たに社債権者による社債の管理を補助するための第三者として、社債管理補助 者を社債の発行会社の委託により設置する制度の創設が議論
 - Cf. 社債管理者:権限は広範にわたり、その責任も重く、資格要件も厳格
 - →社債管理者のなり手を確保しづらいという問題
 - +確保できても高い報酬(手数料)を社債管理者に要求されるという問題
 - →実務上は、社債管理者設置の例外規定を活用(会 702 条但書)
 - ・各社債の金額を一億円以上としたり、社債権者を49名以下にしたりする
 - →社債管理者を設置しないで発行する社債が大多数を占める

 \downarrow

- →社債発行会社が窮境に陥った場合の社債権者の保護が十分に図られない
- →社債管理者よりも限定された権限の第三者機関が設置される必要性が指摘
- ・ 社債管理補助者: 社債発行会社の委託に基づき、社債権者のために一定の事務を行う点 では社債管理者と共通する
 - →もっとも、広範な権限と裁量を有する社債管理者とは異なり、社債管理補助者は、<u>社債権者自身が社債を管理することを前提</u>として、その円滑化を図るためにこれを補助する制度という位置づけ
 - →社債管理者よりも限定された権限と裁量を有するに過ぎない点に違いがある E.g. 社債に係る債権の保全に必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を

社債管理補助者に与えることは想定されていない